

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

いま子育て中の方に！

U・I・Jターンなどを
する方に！



なるシカくん



鳴沢村活き活き広場からの富士山眺望

【フラット35】 地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

U・I・Jターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 1 【フラット35】S と 【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※ 2 【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

①鳴沢村三世同居等支援事業、②鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業のご相談は



山梨県
鳴沢村



①鳴沢村福祉保健課 ☎ 0555-85-3081

②鳴沢村企画課 ☎ 0555-85-2312

【フラット35】に関するご相談は 住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35 (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日にも営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



鳴沢氷穴（天然記念物）



山梨県
鳴沢村



鳴沢村は、富士山北麓に位置し、貴重な自然資源を有し、鳴沢村域の89.58 km²すべてが富士箱根伊豆国立公園の富士山地域に指定されています。標高900mから1,000mの高冷地に別荘地やゴルフ場を形成している多雨冷涼型の村です。高冷地の気候を活かしたキャベツ、トウモロコシ、ブルーベリーなどの野菜類の栽培が盛んでシーズン中は、国道139号線沿いの道の駅「なるさわ」の直売所で販売し、好評を頂いています。

鳴沢村で利用できる

【フラット35】地域連携型はこちら



鳴沢村三世代同居等支援事業

【主な要件】

- ・三世代世帯の世帯員全てが、村内に居住（本村の住民基本台帳に登録されていること。）していること。
- ・親世帯が居住している村内に子世帯が転入し、同居・近居（それぞれの住宅から直線距離で2km以内に住所を有し、居住していること。）すること。
- ・転入者は、転入の日から起算して2年以上村外に居住していること
- ・住宅改修の場合は親世帯と子世帯が同居すること。
- ・同居・近居の開始日から起算して3年以上、同居・近居が継続できること。
- ・同居・近居する家族が、住宅取得・改修に係る費用を負担していること。

【補助金額】

補助対象経費に2分の1を乗じた額（1,000円未満切捨て）

補助上限は以下のとおり

- (1) 住宅取得（新築物件） 100万円
- (2) 住宅取得（中古物件） 80万円
- (3) 住宅改修 50万円（【フラット35】地域連携型は対象外）

鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業

【主な要件】

- ・村外から転入してくる方で、同居する配偶者を有する方。
※村を転出して5年未満の方を除く。
- ・住宅の新築又は購入に係る契約を締結した日において、夫及び妻がいずれも45歳以下であること。
- ・転入日から起算して、5年以上継続して補助対象住宅に定住すること。
- ・鳴沢村三世代同居等支援事業補助金と重複して交付申請しないこと。

【補助金額】

基本額 30万円

子ども加算額 10万円/人

※申請者から1親等以内の同居する18歳未満の子ども

連携



【フラット35】 地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

<鳴沢村三世代同居等支援事業>

【主な要件】

- ・当該事業を利用する者。

U I J ターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

<鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業>

【主な要件】

- ・当該事業を利用する者。



※1 【フラット35】S や 【フラット35】

子育てプラス でさらに金利引下げ

※2 【フラット35】S と 【フラット35】

子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件のご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。